

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等）</p> <p>第二十二條 第十六條の規定は、法第五十四條第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十六條第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更等）</p> <p>第二條 第十六條の規定は、法附則第三条第一項の政令</p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更等）</p> <p>第二條 第十三條の規定は、法附則第三条第一項の政令</p>

で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	一～四 (略)	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
	五 (略)	イ～リ (略)	(略)	(略)
	又 発電設備の新設を伴		(略)	(略)

で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十三条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業の」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	一～四 (略)	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
	五 (略)	イ～リ (略)	(略)	(略)
	又 発電設備の新設を伴		(略)	(略)

工 事 の 事 業 所 の 変 更 の う 風 力 発 電 の 新 設 を 伴 る 発 電 設 備 ト 以 上 で あ 万 キ ロ ワ ツ ヲ 出 力 が 一 ヲ	工 事 の 事 業 所 の 設 置 の る 風 力 発 電 ト 以 上 で あ 万 キ ロ ワ ツ ヲ 出 力 が 一 ヲ	う 原 子 力 発 電 所 の 変 更 の 工 事 の 事 業
事 業 変 更 の 工 事 の 風 力 発 電 所 の の 新 設 を 伴 う ある 発 電 設 備 ワ ツ ト 未 満 で 以 上 一 万 キ ロ 百 キ ロ ワ ツ ト 出 力 が 七 千 五 百	事 業 所 の 設 置 の 工 ある 風 力 発 電 ワ ツ ト 未 満 で 以 上 一 万 キ ロ 百 キ ロ ワ ツ ト 出 力 が 七 千 五 百	

		う 原 子 力 発 電 所 の 変 更 の 工 事 の 事 業

別表第二（第十一条関係）

対象事業の区分	一〇十四（略）	対象事業の区分	六〇十三（略）
	（略）	事業の諸元	（略）
	（略）	対象事業実施 区域の位置	（略）
十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	（略）	発電所の出力 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	（略）
	（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	（略）
	（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	（略）

別表第二（第十一条関係）

対象事業の区分	一〇十四（略）	対象事業の区分	六〇十三（略）
	（略）	事業の諸元	（略）
	（略）	対象事業実施 区域の位置	（略）
	（略）	発電所の出力 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	（略）
	（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	（略）
	（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	（略）

別表第三（第十六条関係）

対象事業の区分	一〇十四（略）	対象事業の区分	十六〇十九（略）
事業の諸元	（略）	事業の諸元	（略）
手続を経ることを要しない変更の要件	（略）	手続を経ることを要しない変更の要件	と。
十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	（略）	発電所の出力	（略）
対象事業実施区域の位置	（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	（略）
変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実	（略）	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

対象事業の区分	一〇十四（略）	対象事業の区分	十五〇十八（略）
事業の諸元	（略）	事業の諸元	（略）
手続を経ることを要しない変更の要件	（略）	手続を経ることを要しない変更の要件	（略）

十六 ～ 十九 (略)			
(略)	置 発 電 設 備 の 位		
(略)	と。 ル 以 上 移 動 し ない こ	と。 施 区 域 と な ら ない こ	
十五 ～ 十八 (略)			
(略)			
(略)			